

# 一管区水路通報第 4 2 号



平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日

第一管区海上保安本部

第 8 7 8 項	北海道南岸	内浦湾北方	水路測量
第 8 7 9 項	北海道南岸	室蘭港	灯浮標交換作業
第 8 8 0 項	北海道南岸	室蘭港	ケーソン進水作業等
第 8 8 1 項	北海道南岸	様似港	灯台廃止
第 8 8 2 項	北海道南岸	えりも港南東方	掘下げ作業
第 8 8 3 項	北海道南岸	釧路港	潜水調査
第 8 8 4 項	北海道北岸	枝幸港	ポーリング作業
第 8 8 5 項	北海道北岸	神威岬付近	掘下げ作業
第 8 8 6 項	北海道北岸	宗谷岬付近	水路測量
第 8 8 7 項	北海道西岸	宗谷海峡付近	海洋調査等
第 8 8 8 項	北海道西岸	礼文島	掘下げ作業
第 8 8 9 項	北海道西岸	利尻島	魚礁設置
第 8 9 0 項	北海道西岸	天塩港南方	水路測量
第 8 9 1 項	北海道西岸	石狩湾港	水路測量
第 8 9 2 項	北海道西岸	石狩湾港	岸壁改良工事
第 8 9 3 項	北海道西岸	江差港南西方	灯台廃止 ( 予告 )
第 8 9 4 項	北海道西岸	松前港北西方	灯台光達距離変更 ( 予告 )
第 8 9 5 項	北海道西岸	松前港	灯台光達距離変更 ( 予告 )

水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手出来ます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

FAX 番号 0134-27-6190 (ポーリングサービス)

0134-32-9319 (情報ボックス) は昨年 (H19年) 12月で終了しました。

FAXをご利用になる方は0134-27-6190 (ポーリングサービス) を  
ご利用ください。

水路通報についてアンケートを実施しております。ご協力をお願いします。

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

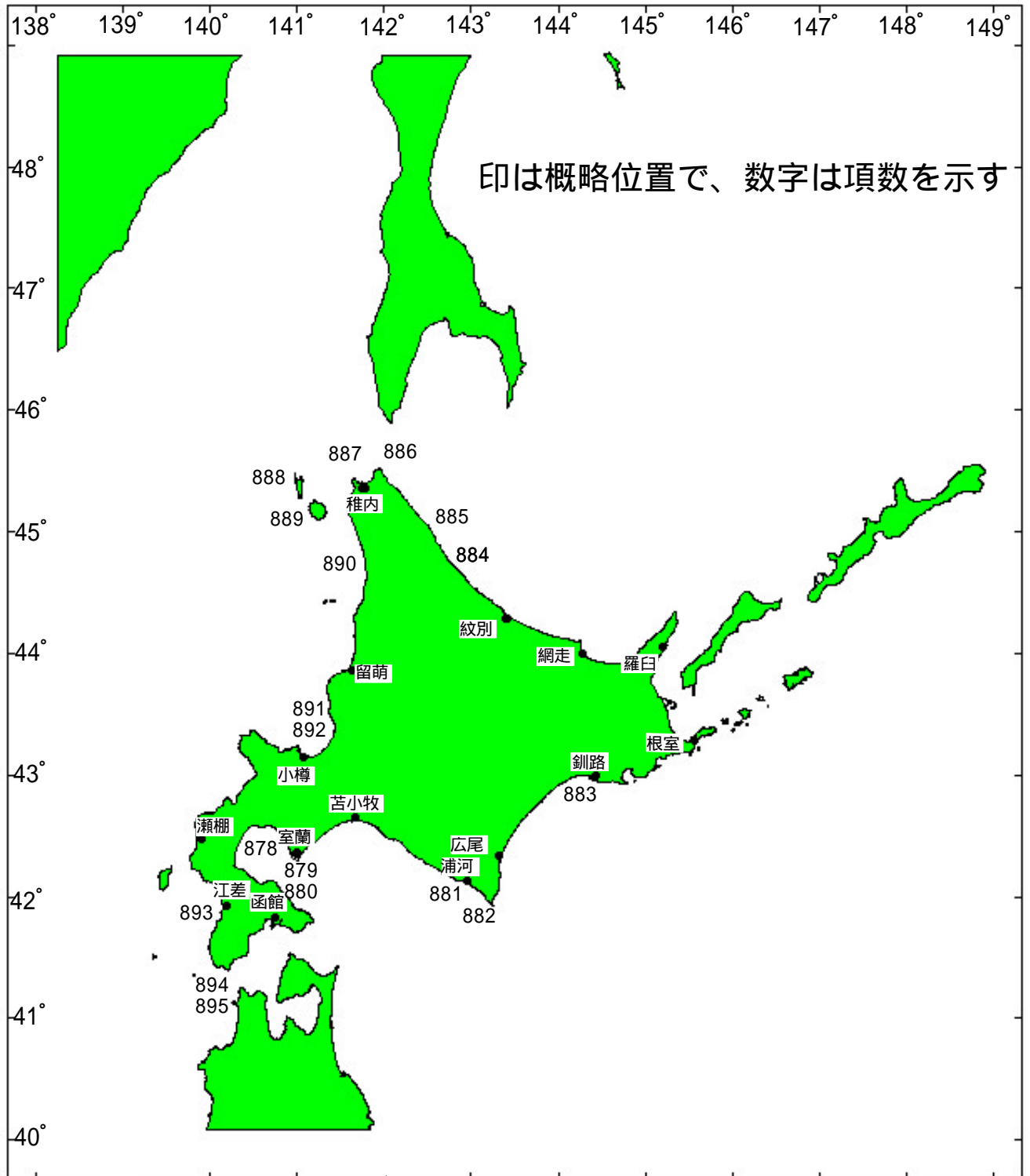
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 3 号小樽港湾合同庁舎 (5階)

TEL (0134) 27-0118 (内線 2515) FAX (0134) 32-9301

メールアドレス [sodan1@jodc.go.jp](mailto:sodan1@jodc.go.jp)

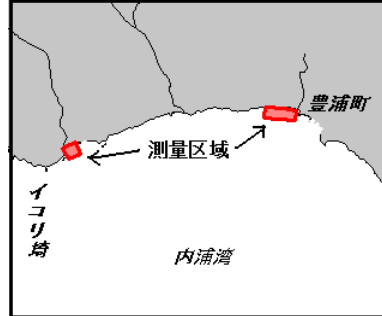
# 索引図



20年878項 北海道南岸 - 内浦湾北方 水路測量

下記2区域で、水路測量が実施される。

- 期 間 平成20年11月7日～29日（内5日間）
- 区 域 1 下記4地点により囲まれる区域
- (1) 42-34-30N 140-35-46E（岸線上）
  - (2) 42-34-16N 140-35-54E
  - (3) 42-34-09N 140-35-34E
  - (4) 42-34-23N 140-35-25E（岸線上）
- 2 下記4地点により囲まれる区域
- (5) 42-35-09N 140-41-57E（岸線上）
  - (6) 42-34-57N 140-41-56E
  - (7) 42-35-00N 140-41-04E
  - (8) 42-35-14N 140-41-05E（岸線上）

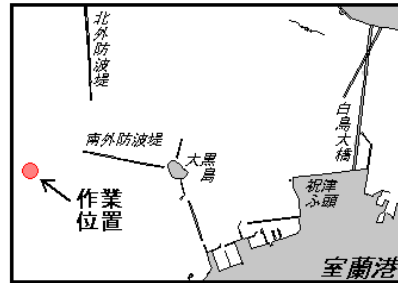


備考 測量船は白紅白の燕尾旗掲揚  
海図 W17  
出所 第一管区海上保安本部海洋情報部

20年879項 北海道南岸 - 室蘭港 灯浮標交換作業

室蘭港口灯浮標の交換作業が実施される。

- 期 間 平成20年11月10日～26日
- 位 置 42-20-50N 140-54-35E
- 備 考 潜水作業を伴う。  
起重機船を用いる。  
警戒船配備。

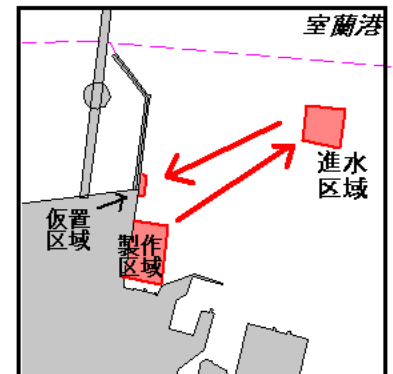


海図 W16  
参照書誌 411 0058番  
出所 室蘭港長

20年880項 北海道南岸 - 室蘭港、第2区 ケーソン進水作業等

下記区域で、ケーソン進水及び仮置作業が実施される。

- 期 間 平成20年11月7日～22日（うち1日）
- 区 域 1 ケーソン進水区域は下記4地点により囲まれる区域
- (1) 42-20-57.6N 140-57-27.6E
  - (2) 42-20-54.3N 140-57-27.1E
  - (3) 42-20-55.0N 140-57-22.7E
  - (4) 42-20-58.0N 140-57-23.2E
- 2 ケーソン製作区域は下記4地点により囲まれる区域
- (5) 42-20-48.1N 140-57-03.0E(岸線上)
  - (6) 42-20-47.6N 140-57-07.1E
  - (7) 42-20-42.6N 140-57-06.4E
  - (8) 42-20-43.3N 140-57-01.8E(岸線上)
- 3 ケーソン仮置区域は下記4地点により囲まれる区域
- (9) 42-20-52.1N 140-57-04.1E(岸線上)
  - (10) 42-20-51.9N 140-57-04.7E
  - (11) 42-20-50.1N 140-57-04.3E
  - (12) 42-20-50.3N 140-57-03.7E(岸線上)

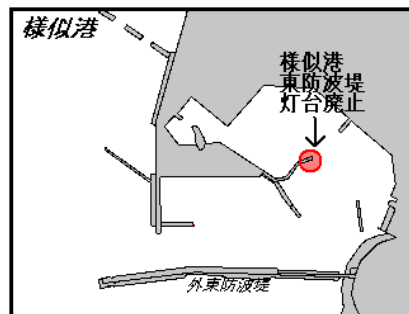


備考 ケーソン製作区域～進水区域～仮置区域まで曳航作業あり。  
ケーソン仮置区域に当分の間仮置される。  
ボンデンで進水区域を表示。

海図 W16  
出所 室蘭港長

20年881項 北海道南岸 - 様似港 灯台廃止  
 一管区水路通報20年41号861項削除  
 様似港東防波堤灯台は廃止された。  
 位置 42-07.6N 142-55.0E  
 備考 11月中旬頃、上記位置に緑色灯設置予定。  
 海図 W30(様似港)  
 参照書誌 411 0115番  
 出所 第一管区海上保安本部交通部

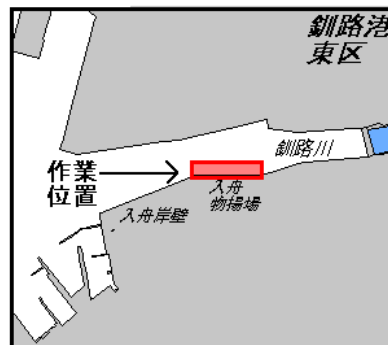
灯台廃止



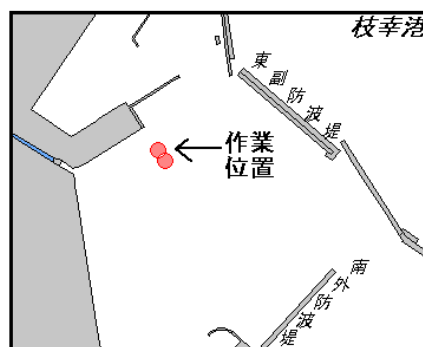
20年882項 北海道南岸 - えりも港南東方、(歌別漁港) 掘下げ作業  
 下記位置で、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。  
 期間 平成20年11月1日～12月15日  
 位置 41-59.6N 143-09.6E 付近  
 備考 赤旗及び黄色灯付ボンデンで作業位置を表示。  
 海図 W1031  
 出所 室蘭海上保安部



20年883項 北海道南岸 - 釧路港、東区第1区 潜水調査  
 下記位置で、潜水土による岸壁調査が実施される。  
 期間 平成20年11月20日まで 毎日0700～1600  
 区域 42-58.8N 144-22.7E 付近  
 備考 作業船に国際信号旗「A」旗掲揚。  
 海図 W31  
 出所 釧路港長



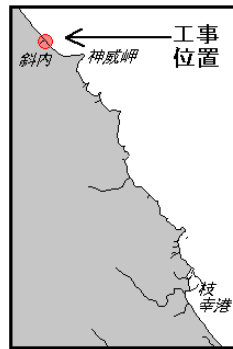
20年884項 北海道北岸 - 枝幸港 ボーリング作業  
 下記位置で、ボーリング作業が実施される。  
 期間 平成20年11月10日～12月27日  
 位置 下記2地点  
 (1) 44-56-00N 142-35-22E  
 (2) 44-56-00N 142-35-23E  
 備考 黄色灯を作業台船に設置。  
 海図 W29(枝幸港)  
 出所 稚内海上保安部



20年885項 北海道北岸 - 神威岬付近、(斜里漁港) 掘下げ作業

下記位置で、バックホウ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期 間 平成20年11月4日～21年2月10日  
 位 置 45-03.6N 142-29.0E 付近  
 備 考 ポンデンで工事区域を表示。  
 海 図 W1040  
 出 所 稚内海上保安部



20年886項 北海道北岸 - 宗谷岬付近 水路測量

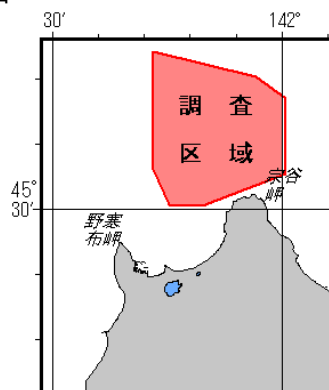
下記区域で、調査船「北洋丸(237t)」による水路測量が実施される。

期 間 平成20年11月10日～14日、17日～21日  
 区 域 下記7地点により囲まれる区域

- (1) 45-40.2N 142-00.5E
- (2) 45-33.3N 142-00.5E
- (3) 45-30.3N 141-49.6E
- (4) 45-30.3N 141-45.3E
- (5) 45-33.6N 141-43.2E
- (6) 45-44.5N 141-43.2E
- (7) 45-42.2N 141-56.6E

備 考 調査船は白赤白の燕尾旗を掲揚。  
 船尾から測量機器を曳航する。

海 図 W1040  
 出 所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年887項 北海道西岸 - 宗谷海峡付近 海洋調査等

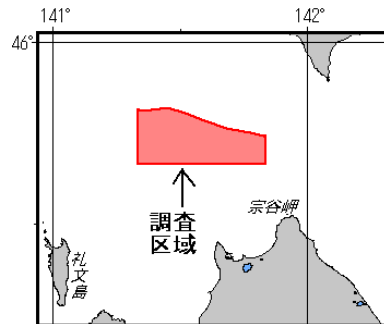
下記位置で、調査船「北洋丸(237t)」による海洋調査及び水産資源調査が実施される。

期 間 平成20年11月4日～7日  
 区 域 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 45-44.6N 141-50.0E
- (2) 45-40.0N 141-50.0E
- (3) 45-40.0N 141-20.0E
- (4) 45-49.0N 141-20.0E
- (5) 45-49.3N 141-26.9E

備 考 曳網作業あり。

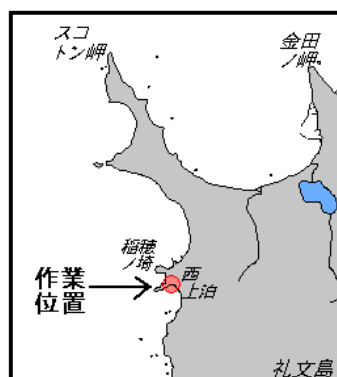
海 図 W1040  
 出 所 北海道立稚内水産試験場



20年888項 北海道西岸 - 礼文島、稲穂ノ崎付近(西上泊漁港) 掘下げ作業

下記位置で、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施されている。

期 間 平成20年12月10日まで  
 位 置 45-24.7N 140-59.4E 付近  
 備 考 黄旗付ポンデンで作業区域を表示。  
 海 図 W1043  
 出 所 稚内海上保安部



20年889項 北海道西岸 - 利尻島、仙法志埼北西方 魚礁設置

一管区水路通報20年34号687項削除

下記位置で、魚礁が設置された。

位置 45-07-16N 141-11-37E 付近

海図 W21

出所 稚内海上保安部



20年890項 北海道西岸 - 天塩港南方 水路測量

下記位置で、水路測量が実施される。

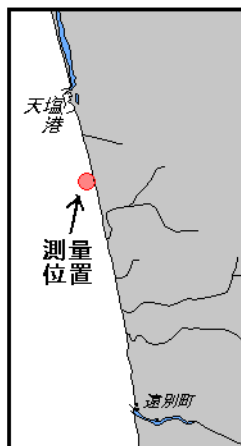
期間 平成20年11月4日～15日(うち1日)

位置 44-50N 141-45E 付近

備考 作業船は、白紅白の燕尾旗掲揚。

海図 W1045

出所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年891項 北海道西岸 - 石狩湾港 水路測量

下記位置で、水路測量が実施される。

期間 平成20年11月10日～12月10日(うち3日間)

区域 下記7地点により囲まれる区域

(1) 43-13-06N 141-18-16E(岸線上)

(2) 43-13-09N 141-18-13E

(3) 43-13-11N 141-18-01E

(4) 43-13-15N 141-18-02E

(5) 43-13-12N 141-18-16E

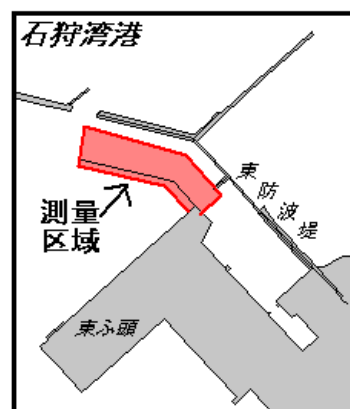
(6) 43-13-08N 141-18-21E

(7) 43-13-06N 141-18-18E(岸線上)

備考 作業船に白紅白の燕尾旗掲揚。

海図 W7

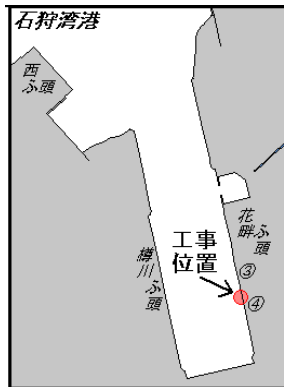
出所 第一管区海上保安本部海洋情報部



20年892項 北海道西岸 - 石狩湾港 岸壁改良工事

下記位置で、岸壁改良工事が実施されている。

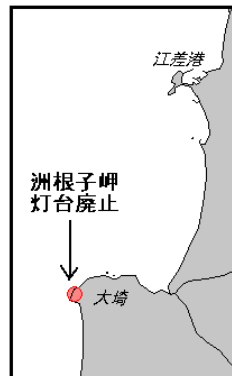
期 間 平成21年3月25日まで  
 位 置 43-11-19N 141-17-36E 付近  
 海 図 W7  
 出 所 小樽海上保安部



20年893項 北海道西岸 - 江差港南西方、大崎付近 灯台廃止（予告）

洲根子岬灯台は、廃止される。

廃止予定日 平成20年11月12日  
 位 置 41-48.2N 140-04.3E  
 海 図 W11  
 参照書誌 411 0628番  
 出 所 第一管区海上保安本部交通部



20年894項 北海道西岸 - 松前港北西方、（静浦漁港） 灯台光達距離変更（予告）

渡島静浦港西防波堤灯台の光達距離は、変更される。

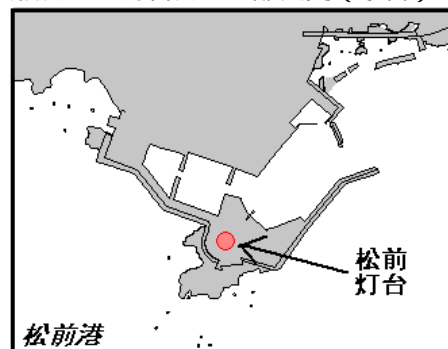
変更予定日 平成20年11月18日  
 位 置 41-29.0N 140-01.1E  
 光達距離 (変更前) 8海里  
 (変更後) 5海里  
 海 図 W10  
 参照書誌 411 0637番  
 出 所 第一管区海上保安本部交通部



20年895項 北海道西岸 - 松前港 灯台光達距離変更（予告）

松前灯台の光達距離は、変更される。

変更予定日 平成20年11月17日  
 位 置 41-25.1N 140-05.3E  
 光達距離 (変更前) 15海里  
 (変更後) 12海里  
 海 図 W22  
 参照書誌 411 0641番  
 出 所 第一管区海上保安本部交通部



## 調 査 用 用 紙

1 貴方の団体の名称： .....

2 担当の方のお名前及び（団体の）電話番号、電子メールアドレス  
お名前                    : .....  
電話番号                   : .....  
電子メールアドレス: .....

3 第一管区水路通報について、お尋ねします。

(1) 第一管区水路通報の内容について、お尋ねします。

イ 第一管区水路通報は、どのような目的にお使いでしょうか。  
・航海安全   ・水産（漁業、養殖）   ・港湾工事   ・海洋調査  
・その他（.....）

ロ 第一管区水路通報は、前記の目的に役に立っているでしょうか。  
・役に立っている   ・役に立っていない   ・どちらとも言えない

ハ 上記イの目的のために、今後掲載したらよい情報があったらお書き  
ください。

(イ) .....

(ロ) .....

(2) 第一管区水路通報の発行回数について、お尋ねします。

イ 第一管区水路通報は、電子メールによるPDFファイルで配信さ  
れていますが、配信後、直ぐにご覧になっているでしょうか。

・直ぐに見る   ・2～3日以内に見る   ・その他（.....）

ロ 第一管区水路通報は、ご覧になった後、保管されているのでし  
ょうか。

・保管している（.....日位、.....月位）   ・保管していない

ハ 第一管区水路通報は、原則として毎週一回発行されていますが、  
発行回数は十分でしょうか。

・現在のままでよい   ・発行回数を増やす（1週間に.....回程度）

・発行回数を減らす（.....週間に一回程度）

4 その他、ご意見等がありましたらお書き下さい。

.....  
.....



各 位

第一管区水路通報について（照会）

常日頃から海上保安業務にご理解とご協力を賜り、深謝いたしております。

さて、第一管区海上保安本部では、原則として毎週一回、第一管区水路通報を発行して安全情報を提供しております。

この度、使用状況の調査を行なうことといたしましたので、別添の調査用紙に必要事項をご記入のうえ、下記あてにE - メール又は FAX にてご返送くださるようお願いいたします。

ご多忙中とは思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

敬具

平成20年9月29日

問い合わせ先及び返送先

第一管区海上保安本部 海洋情報部 情報係

〒047 - 8560 小樽市港町5番3号

0134 - 27 - 0118（代表）

Fax . 0134 - 32 - 9301

E - メール：zushi1@jodc.go.jp